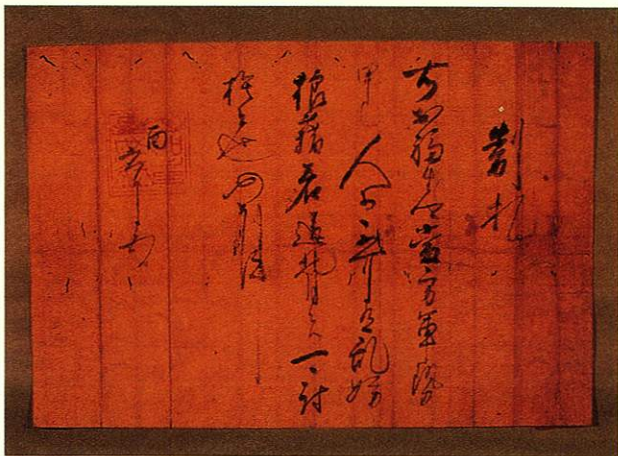


# 15

## 戦国時代の福生の人びと

### ■氏照の制札をめぐって

戦国時代の大名が戦国の騒乱を勝ち抜くためには、軍事力の整備はもちろんのこと、領内の農民をどのように支配するかも重要な条件であった。この時代、福生周辺を支配したのは北条氏照であるが、福生市に残されている氏照とその奉行人による文書（制札）によって、当時の福生周辺の様子をうかがい知ることができる。



北条氏照印判状 (福生市 石川家所蔵)

#### 「北条氏照印判状」

#### 制札

右、福生郷に於いて、当方軍勢甲乙人等、乱妨狼藉あるべからず、若し、違背せば 討ち捨つるべきものなり。仍て件の如し。

西

六月五日

(朱印・印文「如意成就」)



北条氏照奉行人連署判物(福生市 石川家所蔵)

「北条氏照奉行人連署判物」

制札

右、福生郷に於いて、濫妨狼藉堅く停止せしめおわんぬ。若し、此旨に背き、横合非分を申し懸くる仁候はば、則ち申し上ぐべきものなり。仍て件のごとし。

布施兵庫大夫 (花押)

西

横地監物丞 (花押)

三月六日

大石左馬助 (花押)

制札というのは、禁制、禁札などともいい、禁止事項を通知するための文書で、実際に文書を掲げたり、文言を木札に写して掲示した。この二つの制札とも福生郷を対象としたものであり、内容はほとんど同じで、福生郷での軍勢などの乱暴狼藉を禁止したものである。また、奉行人の制札の宛所には「代官 百姓中」とあり、福生郷には代官がいたことがわかる。代官というのは氏照の代官であり、この時期福生郷は氏照の直轄領であったことがわかる。

このような制札が出されたのは、戦争などの政治的に不安定な状況が福生郷周辺にあったからだと思う。この制札(北条氏照印判状)には年号が記されていないが、「西」から推測すると一五六一年(永祿四)のことではないかと考えられる。この年、越後(新潟県)の上杉謙信が関東へ進出しているからである。

謙信の来攻は、関東の諸将に影響を与えた。多摩川上流域を支配した三田氏は謙信方につき、謙信が越



北条氏照印判状(あきる野市 広徳寺所蔵)

後へ帰ると氏照の征伐をうけた。このようなことから考え

て、氏照やその奉行人が福生郷に制札を出したのは、上杉謙信の西多摩地方への遠征と、三田氏に対する軍事的対応という緊張があつたからだといえる。

■戦国を生き抜く福生郷の人びと

広徳寺(あきる野市)が所蔵する文書のなかに、北条氏照の福生郷への足跡がみられる史料がある。

「北条氏照印判状」

書出

四貫文

福生正連寺

壹貫七百分

開光院

以上

右、下され候。いよいよ昼夜の御奉公を致すべきの旨、仰せ出さるものなり。仍て如件。

戊子

三月廿六日

(朱印・印文未詳)

琳首座





北条氏照の滝山・八王子領域略図 氏照の滝山・八王子領は、居城を中心とした多摩川流域および北部の三田氏旧領域と南部の由井領にわたる武蔵国西端の国境域にあたり、甲斐国の武田氏に対する防備のうえからも重要な位置を占めていた。

る場合もあったが、福生郷の人びとから氏照への制札発給の要請があったことも考えられる。とい  
うのは、福生郷が、たとえ北条氏照の直轄領であろうと、一度戦乱に巻き込まれてしまえば、身の  
安全は保証の限りではない。また、このころは上杉謙信や三田氏の軍事的脅威から守られるというこ  
制札を得ることは、氏照により福生郷が上杉謙信や三田氏の軍事的脅威から守られるというこ  
つた。人びとは制札を獲得するために制札銭を支払った。このようにして福生郷の人びとは、村を守っ  
ていたものと思われる。

これは氏照が正連寺（青蓮寺）（福生市内）と開光院（あきる野市）に対し、寺領を広徳寺住持を通じてあてがったものであることを伝えている。正連寺は現在の清岩院のことである。

戦国の乱世にあつて、福生郷の人びとはどのように生きていたのか、これらの史料のなかから、人びとの様子をかいまみることができる。たとえば、一五七三年（天正元）に北条氏照の奉行人から出された制札は、福生郷の代官と「百姓中」にあてたものであつた。

こうした制札は大名から一方的に出され